

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2026年2月18日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役 所長

調達管理番号	26c00006000000
調達件名	2026-2030年度 研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務
業務内容	別紙2「業務仕様書」による
契約履行期間	2026年4月1日～2031年3月31日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「参加意思確認公募について」による）
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2026年3月4日 12:00
契約担当部署	JICA 筑波センター 総務課 メールアドレス：tbictad@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙2「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。

	<p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
--	---

以 上

2026-2030年度 研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は「2026-2030年度 研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務」について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

本業務は、JICA 筑波が実施する農業分野の技術研修員受け入れ事業実施に際して使用する圃場管理・栽培管理並びに施設・農業機械の維持管理、資材の維持管理、研修の事前準備と事後整理に係る作業補助を通じて、円滑な農業分野の研修を実現することを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定者を契約の相手先として契約を締結する予定です。特定者は、1981年に旧JICA筑波国際農業研修センター（現JICA筑波）が圃場、その他農業関連の施設を利用して農業分野の研修を開始して以来45年間にわたって圃場管理及び農作業補助業務を受託しています。

個人事業主が自ら所有する農地において農業を行うことを原則とする我が国の農業経営事情を勘案すると、圃場管理や農作業補助を受託する団体はほとんど存在しないと想定されます。本業務についても、現行契約より今回同様に参加意思確認公募を経て、契約に至っております。

また、特定者がこれまで行ってきた業務の中には農業機械化コース及び農業機械設計コース等、農業機械分野研修の補助も含まれていることから、同者には農業機械研修分野の補助業務内容を熟知しており、その知見や経験が集約されています。

このことから、特定者は以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2026-2030年度 研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務
- (2) 案件概要：別紙2「業務仕様書」のとおり
- (3) 実施期間（予定）：2026年4月1日から2031年3月31日まで

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者

は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業

者編) (平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等 (※1) を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

以下の資格、認証等を有すること。

1) 技術力に関する要件

本業務委託契約の実施に十分な圃場管理・作物栽培管理・農業機械等維持管理に係る技術力を有すること。

2) 業務執行体制に関する要件

業務を統括するための業務主任を選定し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、補助業務が円滑に進むような体制を構築すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2026年2月18日~2026年3月4日
	提出場所	JICA 筑波 総務課
	提出書類	参加意思確認書(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を

		求められている資料等
	提出方法	電子メール又は郵送
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年3月6日(金)
	通知方法	電子メール又は郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 筑波 総務課
	請求方法	電子メール
	請求締切日	2026年3月10日(火)
	回答予定日	2026年3月11日(水)
	回答方法	電子メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下「発注者」）が実施する「2026-2030年度 筑波センター圃場整備及び農業研修支援業務委託契約」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

発注者は、開発途上国から農業分野（野菜栽培、稲作等）の技術研修員¹の受け入れを通じ、開発途上国の開発課題の解決のための人材育成事業を実施している。このため、発注者は自前の施設・設備と機材等を所有（一部土地借用）している。

農業分野の研修は農作物を対象としているため、季節や気象に合わせた圃場や温室等にかかる各種の環境整備（土壌改良、耕起、育苗、植え付け、水管理、施肥管理、雑草・害虫の駆除、収穫等の作業）等を適期に行うことが不可欠である。

このため本契約は、これら環境整備等に係る支援業務について発注するものである。

2. 業務の目的

受注者は発注者の農業分野の技術研修員¹受け入れ事業実施に際して使用される農業研修施設（圃場、温室・網室等）の管理、施設・農業機械・農具・資材の維持管理と農業機械の操作補助、ならびに研修の事前準備と事後整理に係る農作業補助を通じて、円滑な農業分野研修を実現することを目的とする。

3. 履行期間

2026年4月1日～2031年3月31日

4. 業務の概要

（1）業務の対象となる圃場、施設、農業機械等

1）圃場

① 場内圃場（別紙1参照）

- ・水田 2,100 m²
- ・畑 3,620 m²

② 場外圃場（借用地）（別紙2参照）

- ・水田 4,947 m²
- ・畑 30,096 m²

2）施設

① 場内圃場（別紙1参照）

- ・実習棟（農業機械実習棟：1階工房 690.3 m²、2階 679.3 m²、野菜実習棟：540 m²、稲作実習棟：496.8 m²）

¹ 技術研修員とは開発途上国の政府等から派遣された政府等の行政官（普及員）、技術者、研究者等であり、我が国での研修を通じて知識や技術を習得し、帰国後、それらの知識・技術を活用し、母国の経済発展や同国民の生活水準の向上に資する者である。

- ・ 温室（10 棟）※温室 1 棟の面積：140 m²（7m×20m）
 - ・ 環境制御型温室（1 棟）：135.86 m²
 - ・ 網室（4 棟）
 ※温室、網室 15 棟の合計面積：2,354 m²
 - ・ ビニルハウス 5 棟
 - ・ 農業機械庫：198 m²
 - ・ 堆肥庫兼土壌消毒室：162 m²
 - ・ 農薬庫、農具庫、肥料保管庫（同一の建物）の合計面積：108 m²
 - ・ 収穫後処理施設室：126 m²
 - ・ 資料置き場（旧環境制御室）
 - ・ 堆肥舎：110 m²
 - ・ 少量危険物貯蔵取扱所：6.741 m²
- ② 場外圃場
- ・ ビニルハウス 15 棟（野菜栽培用 12 棟、稲作用 1 棟、資材用 2 棟）
- 3) 主要農業機械等²
- ① 主要農業機械（詳細は別紙 3 の主要機材リスト参照）
- ・ ライスミル、コンバイン、トラクター、バックホー、乾燥機、土壌消毒機、乗用田植え機、堆肥散布車、フォークリフト、小型穀類選別機、粃摺り機 等
- ② 病害虫・害獣等対策資材
- ・ 防鳥ネット
 - ・ 寒冷紗製防虫ネット
 - ・ ウサギよけネット
 - ・ 防風ネット
 - ・ 遮光ネット
- ③ 農薬：殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他（使用実績は別紙 4 参照）
- ④ 肥料：化学肥料、有機質肥料、堆肥

（2）業務の内容

受注者は善良な管理者としての注意義務をもって、以下の 1)～5) の業務を行う。

1) 栽培管理支援

² 農業機械や温室のボイラー等の燃料、及び農薬、肥料は発注者が購入手続きする。燃料はガソリン・軽油（農業機械用）、白灯油（温室ボイラー、粃乾燥等用）の 3 種類ある。これらの購入実績購入実績（2022～2024 年度平均）は以下のとおり。単位はリットル。

	灯油	軽油	ガソリン
第 1 四半期	208.7	288.0	108.0
第 2 四半期	0.0	126.0	75.0
第 3 四半期	40.0	336.0	174.0
第 4 四半期	802.0	180.0	6.0
合計(年平均)	1,050.7	930.0	363.0

受注者は購入時の補助、及び 7. 成果物・業務提出物等（1）月次報告書（月毎）の 1)～5) のとおり、機材の故障、施設の破損等の発注者への適宜報告や農薬、肥料、燃料等の危険物等の使用実績及び在庫管理の毎月の定期報告等を行う。

場内圃場、場外圃場、及び温室・網室等の栽培管理を支援する。研修事業の一環として研修業務委託先（後述）や技術研修員が栽培管理を行うため、栽培に係る全体管理は発注者の責任で行う。受注者は、農業分野の専門家として栽培管理を支援する。

具体的な栽培管理支援の内容は、生育状況・環境の維持管理、栽培資材の準備、土壌・種子の前処理、資材整理、清掃、除草、散水等がある。栽培作業に係る主要項目及び、スケジュールについては「5. 年間の主要作業」を参照のこと。

栽培する主な作物は以下のとおりである。

稲： インディカ米（IR種³）、日本米（あきたこまち、ひとめぼれ等の水稲、陸稲）、ネリカ⁴（陸稲）

野菜： 温室、露地で主に次のものを栽培する。トマト、ナス、スイカ、メロン、ピーマン、パプリカ、キュウリ、カボチャ、キャベツ、ブロッコリー、ダイズ、サツマイモ、バレイショ、ダイコン、タマネギ、ニンジン、イチゴ、チンゲン菜、豆類、トウモロコシ等

なお、野菜の品種は技術研修員の研修テーマにより、年によって一部異なる場合がある。

① 場内圃場

水田では水稲と陸稲品種の施肥・栽培・選抜試験や採種を、畑では陸稲の品種比較試験と生産実習や野菜の栽培試験を行う。

② 場外圃場

水田では栽培試験や代掻き・田植え・収穫等の機械利用実習を、畑では施肥・栽培・採種試験を行う。

③ 温室・網室等

場内圃場では温室は野菜や稲作の栽培や採種の試験と実習を行っているものが7棟、育苗を行う育苗温室1棟、病理実験を行う病理温室2棟、環境制御型温室1棟の計11棟ある。網室4棟とビニルハウス2棟ではポット試験や養分欠乏試験を行う。

場外圃場ではビニルハウス12棟で野菜の栽培試験、ビニルハウス1棟で稲作の栽培試験等を行う。

2) 農業機械の操作

栽培管理支援の一環として、圃場準備のための水田、畑の耕耘、中耕、水稲作における代掻き、田植え、水稲・陸稲における収穫（圃場の使用目的によりコンバイン、バインダー、リーパー等を使い分ける）において農業機械を操作する。加えて、農業機械利用実習等に係る技術研修員の農業機械の操作を補助する。農業機械の操作にあたっては作業安全に留意する。

3) 施設、農業機械、農具、資材の管理

① 施設の管理

農業機械実習棟、農業機械庫、堆肥庫兼土壌消毒室、農具庫、農薬庫、肥料保管庫、収穫後処理施設室、農機具等資材庫、環境制御室、堆肥舎、少量危険物貯蔵取扱所等の管理を行う。施設に異常があった場合の発注者

³ 国際稲研究所で育成された稲であり、品種ごとに「IR+番号」の名称がつけられる。

⁴ New Rice for Africa の略（NERICA）。アジア種とアフリカ種の交配品種の総称。

への報告、軽微な異常が発生した場合の応急措置等をする。農薬庫、肥料保管庫は毎日の施錠確認、漏洩の有無、化学物質等安全データシート(MSDS)確認等、また少量危険物貯蔵取扱所⁵は施錠の確認、漏洩の有無、保管容器内の適量遵守等により、それぞれ安全管理も行う。

② 農業機械、農具、資材の管理

農業機械、農具等は適時に円滑に使用できるよう日常的に維持管理を行う(例：整理、整頓、清掃の3S)。農業機械は農閑期の晩秋～冬にかけ、メンテナンス・修理を代理店等に依頼するが、その場合に発注者を補佐する。

資材に関しては使用実績及び在庫の管理を行う。

③ 支払代行業務

上記①②の施設・機械・農具、資機材に関し、必要な点検、1件あたり税込20万円未満の修理、税込単価20万円未満の物品購入について外部業者へ発注の必要が生じた場合、複数社の見積書を取付(特定の業者のみが実施可能の場合は1社で可)の上で申請書を発注者に提出し、承認を得た上で発注・検査・支払代行業務を行う。なお当該の支出については、契約金額に毎年定額を定めて計上した上、四半期毎の経費報告書の提出時に当該期間分を集計し提出し、各年度末に契約額と実際の支払額を精算する(1件あたり税込20万円以上の修理、税込単価20万円以上の物品購入については、必要に応じ発注者名義での見積書・請求書等の書類取付・発注連絡・納品立ち合い等を補助業務として行う。支払いは発注者から直接先方に行うこととし、本契約金額の対象外とする)。

4) 付帯的な業務

① 個別研修に係る圃場管理、農作業補助

野菜栽培や稲作の他に、1日～数日程度の単発の研修に係る農作業が発生する場合がある。

② 一般市民向け農業イベント準備・実施作業

⁵ 第四類 引火性液体を取り扱う。

品名		最大数量(リットル)
第一石油類	ガソリン等	60.9
第二石油類	軽油等	225.7
第三石油類	切削油等	76.2
第四石油類	潤滑油等	70.1

施設一般公開⁶、つくばちびっ子博士⁷、田植祭⁸と収穫祭⁹がある。イベントの準備には圃場整備、資機材準備、稲の育苗から収穫までの栽培管理、収穫後処理が含まれる。対象田については別紙1の場内圃場図参照のこと。収穫祭等一般の来訪客が鎌等を使用する行事では適正な使用方法の紹介等安全管理に留意する。

③ 研修、訓練等

環境マネジメント研修と緊急事態発生模擬訓練¹⁰を年一回同じ時間帯に続けて実施する。研修と訓練を合わせて1時間程度。

④ 粃摺り、精米等

研修事業にて栽培を行った粃を指定した量粃摺り、精米する。

⑤ 機具の修繕

農機具や実験器具の軽微な破損を修繕することがある。

⑥ その他

圃場管理・農作業、農業機械の維持管理に伴い発生する栽培作物残渣、産業廃棄物の対応等

5) 全体調整業務

① 圃場管理及び農作業補助に係る年間作業計画の作成、作業実施に係る人員配置調整、定期的な見直し。

② 農薬・肥料・燃料等資材の使用実績及び在庫管理報告(毎月)の提出。

③ 農業関連研修コースの進捗確認会議への出席¹¹

5. 業務実施上の留意事項

(1) 研修業務委託先との関係

発注者は、研修業務を農業分野(野菜栽培、稲作等)の専門性を有する外部団体(以下、「研修委託先」という:別紙9参照)に委託して実施している。研修内容の詳細は、研修委託先との打合せに基づき決定され、決定された詳細内容に基づき、

⁶ 文部科学省主催の国民に科学技術に関心を持たせる科学技術週間のイベントとして発注者も参加。4月の第三土曜日に実習棟で行う一般公開イベントの準備、レストランの特別ランチ等の準備を補助する。なお、事前の準備補助のみであり当日のイベントの補助は行わない。

⁷ つくば市が市内の研究所等の協力を受け、夏休み期間(7月~8月)に子供を対象に実施する学習イベント。プログラム内容によって発注者は事前準備補助を行う。なお、事前の準備補助のみであり当日のイベントの補助は行わない。

⁸ 毎年5月中旬の土曜日に発注者所有の場内水田圃場(420㎡)で地元市民と研修員交流を目的とした一般公開の田植えを半日程度行う。田植え用の育苗、当日の一般来訪者及び研修員等の田植えを補助する。

⁹ 毎年9月中旬の土曜日に田植え祭をした圃場で一般公開により稲の収穫作業を半日程度行う。鎌(約30本、発注者備品)や結束紐等の収穫用道具・消耗品準備、当日の一般来訪者や研修員等の刈取り補助や稲束のはざかけ等を行う。

¹⁰ 地震等の天災による①温室ヒーターの灯油漏洩、②農業機械への給油中の燃料飛散、③農薬保管庫の農薬飛散への迅速な対応を行えるよう模擬訓練を実施する。

¹¹ 同進捗会議は「セクション会議」と呼ばれ、発注者と研修指導業務委託先との間で実施される。研修実施期間中に研修コースにより週1回(約30分)程度実施する。この会議により週単位での圃場管理・農作業計画が決定される。

業務の実施内容や実施スケジュールが調整されることとなる。

具体的な調整内容は、発注者が指示することとなるが、業務を円滑に実施するためにも、受注者も、研修委託先との情報交換等を十分行う。

(2) 柔軟な対応と相談

業務内容の特性から、天候等により、業務内容、スケジュール等を柔軟に変更する必要がある。基本的には作業の手順、手段、方法等については受注者の裁量であるが、圃場管理や農作業に支障が生じるレベルの問題が発生した／発生が予見される場合は、発注者に速やかに報告・相談すること。

(3) 発注者の便宜供与

- 1) 発注者は本業務を発注者の事務所内で行わせる場合に、本業務に必要な事務所スペース及び机、椅子等の物品を無償で受注者に使用させる。
- 2) 1) の場合において、光熱水料費、通信費（発注者が本業務に必要と認めるものに限る）は発注者の負担とし、その他は受注者の負担とする。

(4) 業務実施上の条件

業務を円滑に実施するため、年間を通じ、平日の午前9時から午後5時までは、昼食休憩時間1時間を除き、2名（野菜関連、稲作関連それぞれ1名）以上の業務従事者が、場内・場外圃場又は業務対象施設内に駐在することとする。ただし、事前に発注者の同意を得た場合を除く。

なお、一般市民向け農業イベント、気候等の理由により、休日に業務を実施する可能性がある。

6. 年間の主要作業 ※別紙5参照

(1) 栽培管理支援

場内圃場、温室・網室、場外圃場において、「4. 業務の概要 (2) 業務の内容 1) 栽培管理支援」に示した稲、野菜の各品種を、品種の特性や天候等の状況に合わせ、効率的かつ柔軟に栽培管理を行う。なお、栽培に係る研修（実習・実験）についての準備、片づけを含むものとする。

- 1) 野菜・水稻・陸稲の播種・育苗（4～6月、10月下旬～12月上旬）
- 2) 畑の基肥・中耕・定植、耕耘、播種、施肥、除草、収穫等（4～12月上旬、2月下旬～3月）
- 3) 田の基肥、中耕、代掻、田植、施肥、水管理、除草、収穫等（4～6月上旬、11～12月、2～3月）
- 4) 水田・畑・温室の水管理、灌水チューブ・スプリンクラーの設置（通年、繁忙期4～9月上旬）
- 5) 床土作成・材料収集（4月、2～3月、その他適宜）
- 6) ネット・テープ・糸の設置による鳥・虫・兎・風対策（4～12月上旬）
- 7) 米の収穫・乾燥・粳摺・精米¹²・出荷¹³・運搬（8月下旬～11月上旬）

¹² レストラン等発注者関係者の利用が目的の精米を行う想定

¹³ 発注者関係者への販売・譲渡を目的に出荷・輸送補助を行う

- 8) 野菜の収穫・種芋・母球選別・保管・種子生産・管理・出荷¹⁴・運搬（4～12月上旬、繁忙期6～12月上旬）
 - 9) 圃場・温室の除草・残渣片付け（4～12月上旬、2～3月）
 - 10) 圃場・温室の除草・残渣片付け（4月～11月）
 - 11) 水田・畑の農薬散布（殺虫剤・殺菌剤・除草剤・消毒）（4～9月上旬、10～12月上旬、3月）
 - 12) 環境制御型温室 高所作業管理（4月～8月中旬、8月下旬～12月中旬）
- (2) 農業機械の操作
- (1) の栽培管理を行う上で、必要に応じて別紙3にある機械を用いる。
- ①研修で使用する圃場準備のために水田、畑の耕耘、中耕、水稻作における代掻き、田植え、水稻の収穫（圃場の使用目的によりコンバイン、バインダー等を使い分ける）、収穫した籾の乾燥等、各農作業の目的に合致した農業機械の利用、②技術研修員の各種農業機械利用実習等に係る農業機械の操作補助の2点が主要業務となる。
- (3) 施設、農業機械、農具、資材の管理
- 栽培管理の適時・円滑な実施のため、施設、農業機械及び資材を整備・管理する。温室、ビニルハウスは台風等天候による被害が予見される場合に必要な防止策をとる。危険物・農薬等は安全、環境に留意して管理する。
- 1) 農業機械、施設の維持管理（通年）
 - 2) 資材・農具の洗浄・点検・管理（通年）
 - 3) 温室とビニルハウス簡易修理・更新（10月、12月中旬～2月中旬等適宜）
 - 4) 危険物・農薬・肥料の管理（通年）
 - 5) 農業機械のメンテナンス・修理の代理店等依頼等にかかる調整窓口（支払代行を含む）（11～1月等適宜）
 - 6) 高圧ガスの点検、使用実績・在庫管理確認
 - 7) 資材在庫確認補助、点検、工具等物品補助確認（10月～1月、通年）
 - 8) 簡単な農業機具の修繕（通年）
- (4) 付帯的な業務
- 大きく分けて、①基幹作業である野菜、稲以外に発注者が行う農業研修に係る圃場準備・農作業、その他単発的な研修に係る農作業、②発注者が対外的に行うイベント、③研修・訓練、④栽培作物残渣堆肥化や農作業、農業機械の維持管理に伴って生ずる産業廃棄物対応等がある。
- 1) 緑肥小麦の予約（6月）、品種の決定、支払代行・納品確認（11月）
 - 2) 単発研修に係る農作業（1～数日／回、年1～2回発生の可能性あり）
 - 3) 市民向けイベントの事前の準備：施設一般公開（4月）、田植祭（5月）収穫祭（9月）、つくばちびっこ博士（7・8月）→※別紙6～9参照
 - 4) 環境マネジメント研修、緊急事態発生模擬訓練（年1回1時間）
 - 5) 栽培作物残渣の堆肥処理（通年で適宜行う）
 - 6) 産業廃棄物の測定・運搬（2ヶ月に1回程度）¹⁵

¹⁴ 発注者関係者への販売・譲渡を目的に出荷・輸送補助を行う

¹⁵ 廃棄物はビニール・プラスチック・ポリエステル、ゴム等、年間約1t未満程度、敷地内の倉庫へ搬入する。

- 7) 建物管理業者との施設管理に係る調整（随時）¹⁶
- 8) 気象観測装置周辺の除草（随時）
- 9) 事務処理（通年）

7. 成果物・業務提出物等

(1) 月次報告書（月毎）

報告書に含まれる項目は以下のとおり。

- 1) 施設・機械器具の管理状況（不具合等）
- 2) 農薬と肥料の使用実績と在庫管理状況（野菜、稲作等の分野毎）
- 3) 農薬保管庫／肥料保管庫の巡視点検結果
- 4) 少量危険物貯蔵取扱所（ガソリン、軽油、灯油等）に係る管理記録（使用実績と在庫（残量））およびそれらの保安点検結果
- 5) 高圧ガス¹⁷の点検および使用実績と在庫管理

(2) 業務実施報告書（四半期毎）

報告書に含まれる項目は以下のとおり。

- 1) 業務実績（業務の計画と実績について、バーチャート等を用いて記載）
- 2) 従事者記録（業務従事者の配置実績を記載）
- 3) 業務実施に係る特記事項

別紙1：場内圃場図

別紙2：場外圃場図

別紙3：主要機材リスト

別紙4：農薬、肥料使用実績（2023～2024年度）

別紙5：年間の主要作業

別紙6：田植祭ポスター（2025年度版）

別紙7：収穫祭ポスター（2025年度版）

別紙8：施設一般公開ポスター（2025年度版）

別紙9：補助対象の研修コース及びその研修委託先（2026年度）

¹⁶ 施設設備の不具合が発生した場合の対応依頼、レストラン用精米の引渡し、巡回中の施設の破損が見つかった場合の連絡等がある。

¹⁷ 高圧ガスは上述注釈のとおり、アセチレンガス、酸素ガス、液化炭酸ガスの3種類を使う。液化炭酸ガスは溶接に使われる。

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター契約担当役
所長 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2026-2030年度 研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

2 応募要件

(1) 基本的要件に関する書類

- 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）
- 財務諸表（直近1カ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
- 納税証明書（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）（写）

(2) その他要件に関する書類：

- 実績等を証明する資料（様式任意）

(担当者)

所属部署：

役職・氏名：

電話番号：

E-mail：

以上

業務委託契約書（案）

1. 業務名称 2026-2030年度研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務
2. 契約金額 金00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 契約期間 2026年4月 1日から
2031年3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構筑波センター 契約担当役所長 ○○（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）を、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し頭書の「契約金額」の範囲内でその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
 - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
 - 9 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」について

は、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

- (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
- (2) 発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。
- (3) 第18条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構筑波センター総務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

- (1) 第1条第5項に定める書類の受理
- (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
- (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権

- 限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
 - (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
- 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(本業務の内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

- 第8条 本業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、四半期毎の業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届に業務仕様書に規定する作業実績報告を付してを提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第11条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果品等の取扱い)

第12条 受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第3項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第3項の規定を準用する。

3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著

作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

- 6 前項の規定は、第11条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の規定により本契約が解除された場合について、これを準用する。

(成果品等の契約不適合)

第13条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又は同条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

第14条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

2 受注者は、第10条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)として確定し、経費報告書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 本業務の対価(報酬)

契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、軽トラック費及び場外圃場周囲樹木剪定他作業については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。

- 6 受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

(支払)

第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第16条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第17条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は

契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (4) 第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相

手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

又 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第21条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第22条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違

反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとし、ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第14条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発

注者は、当該構成員に対して本条第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。

- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）

第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（調査・措置）

第24条 受注者が、第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 発注者は、第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（秘密の保持）

第25条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの

- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
 - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
 - 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第26条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のため

めに必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める「個人情報保護に関する実施細則」（平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

- (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本業務の完了後、速やかに保有個人情報の利用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」（平成29年規程(情)第14号)及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」（平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(安全対策措置等)

第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りでは

ない。

- ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
- ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）

- (2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
 - (3) 渡航前及び渡航中において、業務従事者に対し「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。
 - (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
 - (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
 - (6) 業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第2条第1号（昭和47年法律第57号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- 2 第28条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2026年●●月●●日

発注者

茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構

筑波センター 契約担当役

所長 森口 加奈子

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

(業務仕様書・仕様書別紙挿入)

[附属書Ⅱ]

契約金額内訳書

(各年度内訳)

1. 人件費

(1) 業務総括者(常勤)

●●円×12月×●人= ●●円

(2) 業務管理員(常勤)

●●円×12月×●人= ●●円

(3) 作業員(非常勤)

●●円× 時間= ●●円

人件費総額 ●●円

2. 諸経費

●●円×●%=●●円

3. 直接経費

作業用軽トラック： ●●円×●台×12月=●●円

場外圃場周囲樹木剪定他作業： ●●円

農業機械・農具・資材の修理等： ●●円

直接経費総額 ●●円

年間合計額 ●●円

2026年度～2030年度 合計額 ●●円